



令和7年10月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和7年10月27日(月) 午後1時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 10番 清水 敏明 委員
議席番号 11番 小嶋 清子 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画(貸借)への意見について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)作成の要請
について
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受
理について
報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げにつ
いて
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて
報告第4号 農用地利用集積等促進計画(貸借)の取下げにつ
いて



別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
欠席	2	大口昂帝	飯山市大字南町 17 番地 3	
出席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	松澤孝	飯山市大字静間 1744 番地	
出席	5	武田一清	飯山市大字蓮 3378 番地	
出席	6	岡田忠治	飯山市大字其綿 406 番地	
出席	7	西條亀美夫	飯山市大字天神堂 196 番地	
出席	8	望月晃一	飯山市大字瑞穂豊 609 番地	
出席	9	藤本英喜	飯山市大字瑞穂 579 番地 1	
出席	10	清水敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	11	小嶋清子	飯山市大字旭 6181 番地 1	
出席	12	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	13	春日孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
欠席	14	嶋津正道	飯山市大字緑 1334 番地 3	
出席	15	沼田浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	16	石田慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	17	福澤千鶴	飯山市大字常盤 554 番地	
出席	18	足立久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	19	小林嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
欠席	20	金崎恵	飯山市大字豊田 803 番地	
出席	21	廣川順一	飯山市大字照岡 649 番地 1 の 2	
出席	22	市村孝	飯山市大字一山 2888 番地 1	



事務局長	お疲れ様でございます。ただいまより10月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をよろしく申し上げます。
会長	<p>皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。先ほど福井県の越前町の農業委員会の方が当委員会に視察に参りました。役員の方々で対応をお願いしまして、農地集積といいますが、越前町は中山間地で田んぼが困るということをおっしゃっておりました。飯山も山の方に行くときとそういった困りごとは共通しているかなというふうに感じております。私達も視察研修に行くときは、その農業委員会をお尋ねすることもございますので、そういった面で何かいい知恵が一つでもキャッチできればと考えております。「ゆうだい21」でございますが、宇都宮大学が独自に開発に20年ぐらいかけたそうです。品評会に行くと、味見コンクールではずらずらっとコシヒカリを越して「ゆうだい21」が最近では上がってきているという食味のいい品種とされています。皆様3合しかないんですけど、炊いていただいて、試食していただければと思います。ちょっと食べた感じはすごく甘くて美味しいです。ただ冷めるととてもモチモチする感じがします、私が食べたところでは。コンビニのおにぎりとかそういうところに広く使われているそうです。またコシヒカリに代わる有力な品種ということで、皆様に少しだけをお分けしますので、どうぞご賞味ください。</p> <p>19市の農業委員会会長と事務局との懇談会というのがございました。その中でいろいろ市の課題などを他の市に相談するというようなことをしているんですが、それぞれの困りごとにそれぞれが応えて持ち寄って会議を開くという会です。その中でもいろいろなお話が出ましたが、19市だけにしとくのはもったいないので、そこで話し合った内容とかを全部まとめて、各町村にも農業会議を通じて送っていただくということになりました。中でも私一つ気になっているのが、中間管理機構を通すと、固定資産税が半分になるというのをご存知ですか。それを知らなくて、減税していなかったという市がございました。そこでちょっと問題になって新聞に取り上げられて、それは農業委員が悪いんだというような感じで書かれていたそうです。ということで、制度の改正やなんかにもちょっと意識を持って、新聞などを読んでいただければありがたいと思います。例えば遊休荒廃農地の税金が1.8倍になるとかね、そういった法的なことがございます。ただそれは県の中で質問したところ、長野県ではその事例は1件も出してないということで、課税する方には消極的でございますので、減税するところは減税してあげなきゃいけないということで、しっかり農業委員も学習していかなくちゃいけない。ただ、それに関しては、制度の周知徹底がされてなかった。こういう制度に変わりますよという周知が徹底されていなかったゆえの事故でございますので、そこら辺は農業委員だけの責任にするなということ、協議会の青木会長が新聞社に言いに行くというようなことも言っておられました。そんなこともあります。また1月に農政部との懇談会がございまして、皆様に意見を寄せてくださいとい</p>



<p>会 長</p>	<p>う手紙が届いたと思いますが、またもう1回そういった機会がございますので、何か要望ありましたら、またご意見をお寄せいただきたいと思ますよろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今の会長のお話の中ででた新聞記事に掲載されたあの課税が半分という話ですが、若干説明させてください。結論から言うと、この事務を行うのはあくまでも事務局であって、農業委員さんの責任ではないので、あそこに書かれた記事は記者の方が誤解しているんじゃないかなと思われます。現実的に中間管理機構を経由して、自分の持っている農地で自家消費以外での全て貸出したときには、固定資産税が半分になります。また1.8倍の方は、農振農用地で区画整理されたところで、農業委員さんに見てもらって放棄地になって、意向調査で何も回答もないというところは1.8倍になるというところなんです、今の時点では市内には該当ありません。結論とすると、この事務は市町村が行うべき事務として、飯山市の場合も事務局から課税局の方に情報を出していますので、そういったミスはなかったというところが現状でございます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【事務局より資料に基づき経過報告】</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2番 大口委員、14番 嶋津委員、20番 金崎委員 です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 議席番号10番 清水職務代理、11番 小嶋委員にお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、農地議案審議に入ります。 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地法第3条の許可申請は2件です。 議案第1号について、受付番号40番～41番は所有権移転に関する件になります。</p> <p style="text-align: center;">【 所有権移転 受付番号40番～41番 議案書をもとに朗読と説明 】</p>



事務局	ご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足をお願いします。40番の補足説明をお願いします。
22番	譲渡人の△△さんは、今事務局の説明の通り、家と合わせて家のまわりの畑ということだったんですが、それプラスですね、畑ということで残っている3筆を所有権移転するということです。譲受人の〇〇さんには連絡取れなかったんですが、譲渡人の△△さんにもう1度確認したところ、譲受人の〇〇さんは営農に関心があってこれからも畑として使っていきたいというような旨聞いているようなことなので、適正かと思えます。
議長	41番の補足説明をお願いします。
16番	譲受人の〇〇さんと電話でお話したんですけれども、現地は石が少し置いてあるところはあるんですけど、綺麗に草刈りされておりました。〇〇さんは30年ぐらい前に農業を少しやってらっしゃったんで、できれば庭で大豆を少し作りたいということです。農機具はないんですけど今見つけている最中なので、せっかく買う農機具なので、もしあったら近所の空き地を借りて、何かお店やっぺらっしゃるそうなので、大豆等を作りたいそうです。でもまだ一、二年はちょっと荒れた土地なので、緑肥とかうえた後に畑を耕したいということで確認させていただきました。宅地と道路に囲われている農地なのでぜひお願いしますということです。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。
議長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
議長	それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。 次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【受付番号6番～7番 議案書をもとに朗読と説明】
議長	6番補足説明をお願いします。



<p>10番</p>	<p>ご本人とは直接会えなかったんですけど、現場を見る限りにおいて近所の人の話では、もう10年前に転出をされたそうで、このお宅につきましては現状空き家になっております。ただ、たまに来て草刈り等を行っているということで、確かに庭の手入れ、草刈りがされております。この後に凶面もあるわけなんです、確かに宅地にかかっているということで、住んではいないんですが、ちゃんと管理をされているということを確認してきたので問題はないかと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>7番補足説明をお願いします。</p>
<p>9番</p>	<p>場所を確認できなかったのですし、申請者にお会いできませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>いずれにしろ、もう何年も前に建物が建っていたということで、あくまでも後から追って認めたというような形です。できるだけ追認はやめるように言われているんですが、そこまで目が届かなかったということになります。</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 (意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県の方へ報告をします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【受付番号15番～16番 議案書をもとに朗読と説明】</p>
<p>議長</p>	<p>15番の補足説明をお願いします。</p>
<p>18番</p>	<p>ずっと空き家として、春先に畑を見たんですけど、草だらけで完全な放棄地でした。6月に不動産屋さんと譲渡人の△△さんと、それから譲受人の〇〇さんが話し合ってそこを民泊におっしゃったんですけど、ごみ問題もあるからそれは駄目だということで。そうしたら友達がたまに泊まりに来るかも知れない、譲受人の〇〇さんはここには住まない、年に3回くる</p>



18番	そうです。今リフォームしてエアコンもつけたし、それから壁も自分たちで塗ったみたいです。畑は綺麗に草かりをして、この草の管理はちゃんとしますということでした。
議長	16番の補足説明をお願いします。
4番	現地調査したところ、既に宅地化されておりました。譲受人〇〇さんに会えなかったんですけど、仕方がないと思われます。
議長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
議長	15番ですか、そこにお住まいにならなくても年に3回来るだけでも可能なんでしょうか。
事務局	今回こちらの場所は第2種農地であり、第1種農地で居住地でなければ対応できないというところではないので問題ございません。建物の方は誰でも購入できるので、用途について制限することは出来ません。
議長	わかりました。 それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	次に議案第4号「農用地利用集積等促進計画(貸借)への意見について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【 貸借 (中間管理) 受付番号 449番～691番 議案書をもとに朗読と説明】
事務局	農用地利用集積等促進計画における農業者の情報共有について、新規等の農業者の報告を地区の委員さんよりお願いします。
15番	Aさんは太田地区の方なので太田地区の農業委員さんに説明をいただいてもいいんですが、私の地区の農地を耕作されていますので、お話させていただきます。前にAさんが勤務していた法人が小泉地区の農地を借りてAさんを中心に耕作していたんですが、Aさんは何年前に退職しまし



<p>15番</p>	<p>た。Aさんは地域の農業者、担い手として登録されている方でもありますし、今もしっかり耕作されています。今回設定された農地は栗の木がありますが、栗を拾うだけではなくて草刈りなどの農地の管理もするという事で、先日見に行ったらしっかりと草を刈ってありました。</p>
<p>6番</p>	<p>Bさんは飯山市にある研修センターの第一期生です。今5年間終わって来年から認定農業者になると聞きました。彼は自分も教えている一番最初の人で、今約2000万弱円の売り上げで木島地区の担い手のメンバーの1人です。一応将来的にというか5年後ぐらいには10ヘクタールをやろうというような人です。野菜全般、今年はトウモロコシとカラーピーマン、今赤い紅大根、その3種類がメインになっています。今37歳なので10年経っても47歳ということで、木島地区では期待している一人です。</p>
<p>18番</p>	<p>Cさんは、今月末に家の引き渡しがあるということでまだ住んでおりません。住宅についている畑7アールと他に6アールの畑。6アールの方はアスパラをやりたい、家のまわりは季節野菜とこれから花をやりたいということです。将来的には2人ご夫婦でやれるだけの面積をまた広げたいとおっしゃっていました。今年はこれからは土作りに本腰を入れるそうです。今農業道場に通っているそうで意欲のある方です。</p>
<p>議長</p>	<p>貸借の新規のところだけですが、皆さんしっかりと耕作ができる方だという判断ができると思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 (意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは退席委員の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>22番委員、10番委員、12番委員、関係者ですのでご退席をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決にはいります。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画(貸借)への意見について」原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。</p>



議 長	議案第5号「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)作成の要請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【 所有権移転 (中間管理) 受付番号 9番～10番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	9番～10番の補足説明をお願いします。
22番	元々は、譲渡人の△△さんが他の方に貸していたそうです。その人が亡くなってしまったので、その後譲受人の〇〇さんが借りて作付けをしているということです。今回中間管理の事業を使って所有権移転するということになったそうです。またご承知の通り譲受人の〇〇さんにつきましては、私達の地区で中心的な畑作農家ですので、これでアスパラ等を植えていただくと非常に地域の振興になるのかなと思います。農地を増やしていきたいという話を聞いておりますので適正かと思います。
議 長	この面積だけで40ヘクタール、人手は大丈夫でしょうか。
22番	私たちがわからないくらい人がいます。この辺の空き家を買って、3軒ぐらい従業員さんの宿舎にしているくらいですから、結構人間は揃っているようです。キノコをやっていますが、夏は畑作の方をやっているそうです。
議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 (意見なし)
議 長	それでは採決にはいります。 議案第5号「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)作成の要請について」原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について」 報告第2号「農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて」 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」 報告第4号「農用地集積等促進計画(貸借)の取下げについて」



議 長	<p>は、報告事項ですので、お読みいただいて何か質問があればお願いします。 それでは、農地議案審議を終了といたします。</p>
-----	---



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議長 _____ 沼田 浩子

10番 _____ 清水 敏明

11番 _____ 小嶋 清子